

総務省 規制の事前評価書

危険物流出等の事故の原因調査制度の整備

所管部局課室名：総務省消防庁予防課危険物保安室

電話： 03-5253-7524

メールアドレス： m.nakao@soumu.go.jp

評価年月 平成20年2月20日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的

消防法上火災危険性の高い物質として規制されている「危険物」の貯蔵、取扱いを行う危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）における危険物流出等の事故（危険物施設からの危険物の流出や屋外タンク貯蔵所の浮き屋根の破損・沈下といった、危険物施設で発生した火災以外の火災の発生のおそれがあった事故）の大半は、火源の有無で偶然火災に至らなかった火災危険性の高い事故であるにもかかわらず、現行法上は原因調査制度が設けられていないことから、消防機関が十分な情報を収集できず、有効な事故防止対策を図ることが困難な状況である（火災に至った場合は、現行法上、火災原因調査制度が存在する。）。

そこで、効果的かつ円滑な消防機関の活動実施のための調査結果の反映と、蓄積した調査結果に基づく制度改正等による類似事故の再発を防止することを目的とした、危険物施設における危険物流出等の事故の調査制度を設け、火災予防対策の充実を図ることとする。

(2) 規制の内容

危険物施設からの危険物流出等の事故の原因調査をする市町村長等（危険物施設の設置等の許認可権者である市町村長、都道府県知事及び総務大臣）及び調査を行う市町村長等（総務大臣を除く。）からの求めを受け原因調査をする消防庁長官に、以下の権限を付与する。

- ・危険物流出等の事故を起こした危険物施設その他事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所（以下「事故関係箇所」という。）の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対する、資料提出命令権
- ・事故関係箇所の所有者等からの報告徴収権
- ・事故関係箇所への立入権及び当該事故関連箇所に所在する危険物の状況又は危険物施設その他の当該事故に関係のある工作物若しくは物件の検査権
- ・関係のある者への質問権

※「事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所」としては、例えば、危険物が流出した先の施設などが想定される。

※「事故に関係のある工作物若しくは物件」としては、危険物施設やその設備のほか、例えば、廃止された危険物施設やその設備などが想定される。

※「関係のある者」としては、事故が危険物施設の所有者等のほか、例えば、その代理人や従業員などが想定される。

以上のような権限が付与される結果、調査を受ける側には命令等を受忍する義務が生じる（質問を除く調査権限に基づく命令等の忌避等には罰則の適用がある。）ことから、規制が新設されることとなる。

(3) 新設の必要性

危険物施設における危険物の流出等の事故は、近年一貫して増加している。

◆危険物施設における危険物の流出事故件数

平成6年（近年で最少）：174件 → 平成18年：375件

※危険物施設数の推移

平成6年度：560, 790施設 → 平成18年度：496, 789施設

また、切迫性が指摘されている大規模地震時には、危険物施設に起因する被害の多発が予想され、その安全対策を行うことが必要である。

◆地震時の危険物施設流出事故の発生割合

阪神大震災時の兵庫県の危険物施設1万施設あたりの事故件数：79

※平成18年中の全国の危険物施設1万施設あたりの事故件数：7.5

危険物流出等の事故を防止する第一歩は、それぞれの事故原因を精確に調査し、その上での確かな事故防止対策（危険物施設の技術基準の見直し、施設点検基準の向上等）を図ることにならなければならないことであり、このためには、危険物流出等の事故の原因究明等を徹底して調査し、事故原因を踏まえた的確な再発防止策を速やかに施策へ反映させることができるようにする必要がある。

このような事故原因の究明につながる精確な調査を実施するためには、危険物施設の許認可権者であり当該危険物施設について知見のある市町村長等に対し、事故原因調査を実施する一定の権限を付与することが必要であり、規制を新設する必要性が認められる。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

事故関係箇所の所有者等が市町村長等の調査を受ける場合、報告を求められた際には当該報告書の作成のコストが、立入検査が行われる際には当該立入検査の期間中、当該場所での作業等が行えないというコストが生じるものと考えられる。

なお、資料提出命令や質問についてもコストは生じるものであるが、資料提出命令は事故関係箇所の所有者等がもつ既存の資料の提出を求めるものであり、また、質問には罰則が担保されていない。

(2) 行政費用

危険物施設の許認可権者である市町村長等が、危険物流出等の事故が発生した場合に、資料や報告、検査した内容を分析し、事故原因を究明するためのコストや、当該資料等を文書として保管するコストが発生する。また、国において、調査のためのマニュアルや調査員育成のためのカリキュラム（消防大学校で講義を実施する予定。）を作成するコストが発生する。

しかし、事故件数自体は、全国の消防本部数808で平成18年中の事故件数375件を除くと、一消防本部あたり約0.5件であること、また、現在も危険物施設に対しては主に法令違反処理のための立入検査等が行われていることから、調査自体による行政コストの増加はそれほど大きくないものと考えられる。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

危険物流出等の事故の原因が精確に把握され、消防法令で定める危険物施設及び危険物の貯蔵・取扱いの基準並びに点検方法等について、必要な見直しが行われることにより、危険物流

出等の事故件数が逡減することが期待される。

また、事故原因が精確に把握され、消防機関の予防・警防活動に反映されることにより、危険物流出等の事故が発生した場合には、迅速な応急対応が可能となることが期待される。

その結果、危険物施設を抱える事業者等の経済的損失（事故による危険物の損失や施設自体の損失、事故により操業等ができないことによる機会損失）が減少する。

◆参考

平成18年の事故による損害額：（火災）28億3286万円
（危険物流出）4億6878万円

（2）行政便益

遵守便益で述べたような危険物流出等の事故件数が逡減することにより、危険物流出等の事故の応急対応に充てられていた消防機関の人員や時間を別の活動に向けることができる。

また、事故原因が蓄積されることにより、予防査察として実施する危険物施設に対する立入検査等において留意すべき点が明確になり予防査察が効率的に行われること、危険物流出等の事故が発生した場合に効率的な応急対応が可能となることが期待され、予防査察や応急対応に充てる人員や時間の軽減・効率化が図られる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

危険物流出等の事故原因調査の実施は、事故関係箇所の所有者等に報告書の作成や立入検査の受忍といったコストをもたらすものではあるが、これらのコストは事故が起こり調査を受ける場合に限り発生するものであり、所有者等に過度な負担をもたらすものとは言い難い。

他方、危険物流出等の事故原因調査の実施の結果もたらされることが期待される、危険物流出等の事故件数の逡減等の効果により、事故関連箇所の所有者等及び消防機関の双方に便益が生じることが期待される。

以上の分析から、本規制は適切なものであるということが出来る。

5 代替案との比較

代替案：事故を起こした危険物施設の所有者等に原因調査結果の市町村長等への報告を義務付ける場合

①費用

所有者等が危険物流出等の事故原因究明のため、資料や施設の分析を行わなければならない、当該分析のコストや調査実施の間当該危険物施設が使用できないといった費用が所有者等に発生するものと考えられる。

②便益

危険物流出等の事故の原因が究明されることにより、危険物流出等の事故件数が減少するものと考えられるが、危険物施設の所有者等の調査能力にはばらつきがあることから、市町村長等が調査を実施する場合程の精確さ、客観性が調査結果に担保されているとは言い難いと考えられる。

③分析

①及び②の結果から、調査を実施する所有者等に比較的大きな負担を求めるにも関わらず、再発防止に繋げていくことができるだけの客観的な原因調査結果が十分に蓄積されにくいため、危険物流出等の事故件数の減少数も、事故原因調査を市町村長等が主体となっていく場合より少なくなるものとなると予想される。

すなわち、原案と比べ代替案の方が費用に比して便益が少なくなることが予想される。

6 有識者の見解その他関連事項

○「消防審議会」における審議

消防審議会（会長：吉井博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授）において、東海地震、東南海・南海地震、首都直下型地震等、切迫する大規模地震に対する備えを強化するため、危険物施設の事故防止対策について、審議が行われた。

そして、本年2月には、『危険物施設における流出等の事故及びそれに伴う火災発生の未然防止、あるいは大地震発生時における減災を図るため、危険物施設における流出等の事故の原因を効果的・効率的に究明できるような制度及び体制を整備することが必要である。』とする「大規模地震に備えた透明の消防防災対策のあり方に関する答申」が取りまとめられた。

○「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会」における検討

危険物施設における保安レベルの向上を図るとともに、多発する危険物施設の事故原因の究明を推進し、地震等による被害軽減や事故防止など保安の充実につなげていくことを目的として、昨年7月から「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会」（委員長：平野敏右 千葉科学大学学長）が開催され、危険物施設の事故防止対策のあり方等について、専門家等による幅広い検討を行っていただいているところであり、昨年12月には、危険物施設における事故防止対策のあり方について、現状における主な課題と対応の考え方を整理した中間報告が取りまとめられた。

本評価書は、上記の消防審議会における答申及び危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会における中間報告等の内容を反映したものとなっている。

7 レビューを行う時期又は条件

新設する危険物流出等の事故原因調査制度が社会経済情勢に照らしてなお適切かどうかを判断するため、施行後5年を目途に制度の見直しを行う旨、法律に明記する予定である。

なお、見直しに際しては、制度のあり方について、事故原因調査のために付与された調査主体の権限に過不足が無いかという観点を中心に検討を行う予定である。